二　緊急関税その他の貨物の輸入の増加の際の緊急の措置に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。

5　特殊関税等調査室に、室長を置く。

（計量行政室及び基準認証戦略企画官）

第二十五条　基準認証政策課に、計量行政室及び基準認証戦略企画官一人を置く。

2・3　［略］

4　基準認証戦略企画官は、命を受けて、経済産業省の所掌に係る基準・認証制度に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務に参画する。

第二十九条　削除

（地域経済部の所掌事務）

第二百三十条　地域経済部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十六　［略］

2・3　［略］

4　中部経済産業局の地域経済部は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第二十号（航空機、銃砲に関することに限る。）まで、第二十三号、第二十四号及び第三十一号から第三十六号までに掲げる事務のほか、次条第一項第一号及び第三号並びに第二百三十三条第一項各号及び第二百三十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

5　［略］

（産業部の所掌事務）

第二百三十一条　産業部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十六　［略］

2～4　［略］

5　中部経済産業局の産業部は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号及び第四号から第二十六号までに掲げる事務のほか、前条第一項第二十号（地域経済部の所掌に属するものを除く。）から第二十二号まで及び第二十五号から第三十号までに掲げる事務をつかさどる。

6　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（経済産業省定員規則の一部改正）

第二条　経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
区分	定員	備考
（本省及び各外局別の定員）		
本省	四、五二六人	

第一条　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

改正前		
区分	定員	備考
（本省及び各外局別の定員）		
本省	四、五二五人	

第一条　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

［新設］

（計量行政室）

第二十五条　基準認証政策課に、計量行政室を置く。

2・3　［略］

［新設］

（輸入住宅振興官）

第二十九条　生活製品課に、輸入住宅振興官一人を置く。

2　輸入住宅振興官は、命を受けて、住宅の輸入の振興に関する事務を処理する。

（地域経済部の所掌事務）

第二百三十条　地域経済部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十六　［略］

2・3　［略］

4　中部経済産業局の地域経済部は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第十九号まで、第二十三号、第二十四号及び第三十二号から第三十六号までに掲げる事務のほか、次条第一項第一号及び第三号並びに第二百三十三条第一項各号及び第二百三十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

5　［略］

（産業部の所掌事務）

第二百三十一条　産業部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十六　［略］

2～4　［略］

5　中部経済産業局の産業部は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号及び第四号から第二十六号までに掲げる事務のほか、前条第一項第二十号から第二十二号まで及び第二十五号から第三十一号までに掲げる事務をつかさどる。

6　［略］